「知的財産推進計画 2025」の策定に向けた意見

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター

<要旨>

実演に関する権利保護と公正な利用を実現する仕組みとして、「レコード演奏・伝達権の導入」、「AI の利活用について適切に対応する保護の在り方に関する検討」、「バリューギャップ問題の解消に向けた検討」、「視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し」及び「私的録音録画におけるクリエーターへの適切な対価還元」に積極的に取り組むべきである。

<全文>

グローバル化やデジタル・ネットワーク技術の進展により、AI やメタバースにおける利用など多種多様な実演の利用が拡大している。このような中で、実演家及び権利者にとって、 実演に関する権利保護と公正な利用を実現する仕組みは重要であり、政府として次の取組みを積極的に進めるべきである。

① レコード演奏・伝達権の導入

我が国著作権法では、作詞家・作曲家など音楽の著作者には、演奏権や公の伝達権が認められているものの、実演家及びレコード製作者には、レコードに固定された実演を公衆に聞かせるなどの行為に係る権利(レコード演奏・伝達権)が認められておらず、適切な対価が還元されていない。

レコード演奏・伝達権については、ローマ条約12条及び WIPO 実演・レコード条約15条 に定める公衆への伝達に係る権利の範疇として位置付けられるものの、我が国は、その適用を一部留保し、実演家及びレコード製作者にレコード演奏・伝達権を認めていない。しかしながら、欧州諸国をはじめとして、近時では、韓国、中国及びシンガポールなどアジア諸国においてもレコード演奏・伝達に係る権利が導入されており、我が国は国際的な潮流から取り残されている状況にある。

2023 年度より文化審議会著作権分科会「政策小委員会」では、レコード演奏・伝達権 についての検討が開始され、『新たなクールジャパン戦略』でも、店舗等におけるレコード (原盤)の演奏や公への伝達に関し、実演家及びレコード製作者への対価還元の在り方に ついて検討するとしているものの、導入に向けた議論の見通しが未だ不明瞭なままである。 政府として、我が国が文化芸術立国を掲げながら、国際的な潮流から取り残されている 状況下にあるという問題の深刻さを認識し、政府が主導して、レコード演奏・伝達権の導入 に向けた検討を着実に進めるべきである。

② AI の利活用について適切に対応する保護の在り方に関する検討

生成 AI によって、学習された実演と類似したコンテンツが際限なく生成され、それがインターネット等を通じて拡散されることについて、元の実演家が十分にコントロールできず、 実演家の創作活動に大きな支障が生じる懸念がある。

生成 AI による生成物に対するコントロールは、著作権法に基づく実演家の著作隣接権による対応が考えられるが、文化審議会著作権分科会「法制度小委員会」による『AI と著作権に関する基本的な考え方』では、著作隣接権と AI との関係については議論を継続する必要があるとされている。生成 AI により、ある実演家の演奏や歌唱などの実演が学習され、その実演家の実演に類似した生成物が生み出されたとしても、著作物の場合と異なり、学習された実演に係る実演家の著作隣接権が当該生成物に対して及ぶか否かは明らかではない。このような著作物の利用とは前提が異なることに十分に留意し、生成 AI における実演の利用に係る固有の問題について、生成 AI による利用実態や諸外国の動向にも注視しつつ、議論を継続する必要がある。

また、タレントやアーティストの著作隣接権の保護対象とならない肖像や容姿、声などの生成 AI における利用や生成については、肖像権・パプリシティ権や不正競争防止法による対応も考えられるところであり、『知的財産推進計画 2024』でも、不正競争防止法との関係について考え方を整理し、必要に応じ、見直しの検討を行うとともに、その他の関連法についても、法的考え方の整理を行うとされている。不正競争防止法との関係では、知的財産戦略本部「AI 時代の知的財産権検討会」による『中間とりまとめ』において、従来の判断基準と同様に考えられるとしているが、現行の不正競業行為の類型を前提にした場合、AI 生成物の利用に対して、必ずしも充分な救済が可能であるかは明らかではない。また、肖像権・パブリシティ権は、判例を通じて認められてきた権利であることから、その主体や客体、対象となる行為、救済方法などについては明らかではないところも多く、刑事罰が適用されないなど限界もある。したがって、現行の不正競争防止法や判例に基づく肖像権やパブリシティ権による対応だけでは、全てをカバーすることが困難である以上、タレントやアーティストの肖像や容姿、声などを保護する独自立法による解決の可能性も視野に入れつつ、より議論を深める必要がある。

③ バリューギャップ問題の解消に向けた検討

デジタルトランスフォーメーション(DX)時代において、実演家の活動を取り巻く環境は著

しく変化しているものの、実演家がコンテンツの創造、ひいては文化芸術の担い手の中心 にあることに何ら変わりはなく、実演家の権利が保護され、良質なコンテンツの創造サイク ルが守られる仕組みをつくる必要がある。

とりわけ、YouTube のようなユーザー・アップロード型ストリーミング・サービス事業者が音楽の利用から得ている収益と音楽業界、ひいては権利者に還元される利益との不均衡は、いわゆる「バリューギャップ」として国際的に問題視されている。また、実演家については、実態としてレコード製作者への権利譲渡等により、必ずしも適正な対価(公平な報酬)が支払われないという、もう一つの「バリューギャップ問題」も生じている。

欧州では、2019 年に「デジタル単一市場における著作権指令」(DSM 指令)が採択され、ユーザー・アップロード型ストリーミング・サービス事業者の著作権法上の責任を明確にするとともに、著作者や実演家への適切な対価還元を確保することを求めている。このDSM 指令を踏まえて、ドイツやベルギーでは、著作者や実演家に対する適切な対価還元を確保するための措置を講じる法改正も行われたところである。

国内では、2021年7月「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」の諮問等を受け、文化審議会著作権分科会の審議事項として検討が重ねられている状況にある。

したがって、政府として、諸外国(特に EU 各国)の最新動向にも注視しつつ、バリューギャップ問題の解消に向けて積極的な検討を進めるべきである。

④視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し

映画は、劇場上映にはじまり、パッケージ化、放送、インターネット配信など利用範囲は拡大している。さらには、NetflixやAmazonなどの巨大プラットフォームによる、インターネットで公開される映像作品も数多く登場している。

視聴覚的実演に関する国際秩序に目を向けると、2020 年に発効した「視聴覚的実演に関する北京条約」(以下「北京条約」という)では、視聴覚的固定物に固定された実演に関して複製、譲渡、貸与、利用可能化並びに放送及び公衆への伝達に係る経済的権利を付与している。

知的財産推進計画などにおいて「コンテンツビジネスの振興」が国家戦略のひとつに掲げられて久しいものの、映画のコンテンツの創造に多大なる貢献をしている俳優などの実演家に対しては、十分な経済的権利が付与されていない状況にある。例えば、我が国著作権法では、劇場用映画がパッケージ化され販売されても、放送やインターネットで利用されても、実演家に対して権利が認められていない。

実演家をはじめとするクリエーターへの適切な対価還元を実現する法的基盤を持たなければ、コンテンツビジネスの振興は実現できない。視聴覚的実演に関する新たな国際秩

序をもたらす北京条約の発効も契機としつつ、改めて創作者保護の観点から、我が国における視聴覚的実演に係る経済的権利の見直しについて検討すべきである。

④ 私的録音録画におけるクリエーターへの適切な対価還元

私的録音録画補償金制度見直しの問題は、文化審議会著作権分科会における議論をはじめ、2003年7月の『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』(以下『知的財産推進計画』という)から取り上げられているものの、補償金制度は形骸化したままの状況が続いている。

文化審議会著作権分科会における結論を受けて、関係省庁間での協議が進められた結果、2022 年 10 月にはブルーレイディスクレコーダー及びブルーレイディスクを私的録画補償金の対象とする政令改正が成立したものの、私的録画補償金の徴収・分配には至っておらず、早期に開始されることを希望する。

また、我が国では私的複製に関して広範な権利制限規定を有しているにも関わらず、デジタル方式による私的複製から生じる不利益を補償するための私的録音録画補償金制度は形骸化し、機能不全に陥ったままの状態にある。

現行の私的録音録画補償金制度が対象として想定している私的複製の蓋然性が高い機器等を対象とする政令改正を引き続き検討するとともに、現行制度ではカバーできていないクリエーターへの対価還元を実現するために、新たな補償金制度の設計について、空白期間を生ずることなく早期に結論を得て、必要な措置を講じるべきである。

以上